

## 首都圏における本市の食材を活用したプロモーション業務 プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

東九州バス化構想延岡推進協議会（以下、本協議会という。）が主催する、首都圏を中心とした本市の食の魅力のプロモーションイベントを開催するとともに、その企画、調整、実施及び管理運営業務を行う。

### 2. 業務の概要

- (1) 名称 首都圏における本市の食材を活用したプロモーション業務
- (2) 場所 東京都内
- (3) 内容 別紙「首都圏における本市の食材を活用したプロモーション業務企画提案仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (5) 提案限度額 4, 136, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

### 4. プロポーザル方式及びその理由

首都圏における本市の食材を活用したプロモーション業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

### 5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和6年8月23日（金）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和6年9月5日（木）
- (3) 参加資格確認結果通知日 令和6年9月9日（月）
- (4) 質問の締切日 令和6年9月11日（水）
- (5) 質問に対する回答日 令和6年9月13日（金）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和6年9月19日（木）
- (7) プレゼンテーション 令和6年9月24日（火）から9月26日（木）のいずれか
- (8) 審査結果通知 令和6年9月27日（金）
- (9) 契約締結 令和6年10月1日（火）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

### 6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民

- 事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
  - (6) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
  - (7) 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
  - (8) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (9) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
  - (10) 国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

## 7. 参加申込の手続き

### (1) 事務局（問合せ先）

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

東九州バス化構想延岡推進協議会事務局（本庁舎3階 東九州バス化構想推進室内）

電話 0982-34-7833

FAX 0982-22-7080

Mail [kankou@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:kankou@city.nobeoka.miyazaki.jp)

### (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書
- ②延岡市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ③国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ④現在事項全部証明書  
又は履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑥契約実績を証明する書類（契約書等）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(1)の事務局宛てに提出すること。

### (4) 提出期限

- ①持参の場合 令和6年8月26日（月）から令和6年9月5日（木）  
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- ②郵送の場合 令和6年9月4日（水）までの消印有効

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和6年9月9日（月）までに通知する。

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問

- ①質問方法 メール又はFAXにより、7(1)の事務局宛てに送付すること。

(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

②受付期間 令和6年9月9日(月)から令和6年9月11日(水)

## (2) 回答

①回答方法 本協議会のホームページに掲載し、個別には回答しない。

[URL:https://goodeat-goodlife.jpn.org/nobeoka/](https://goodeat-goodlife.jpn.org/nobeoka/)

②回答日 令和6年9月13日(金)まで

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

別紙「提出資料一覧」に定められた書類を提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、7(1)の事務局宛てに提出すること。

### (3) 提出期限

①持参の場合 参加申込の結果通知日から令和6年9月19日(木)  
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

②郵送の場合 令和6年9月18日(水)までの消印有効

## 10. 評価方法

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①日程 令和6年9月24日(火)から9月26日(木)のいずれか  
(日程については別途連絡する。)

②出席者 1者2名以内

③実施時間 1者30分以内(セッティング・撤去に係る時間を含む。)

④貸出物品 机・椅子・電源・モニターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

⑤実施形式 原則、対面形式とするが、WEB形式でのプレゼンを希望する場合は、事前に相談すること。

### (3) 受託候補者の選定方法

①首都圏における本市の食材を活用したプロモーション業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要領第4条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

③複数の参加事業者の合計点数が同一の場合には「(2) イベント企画内容」の項目の評価点が高い提案事業者を受託候補者とする。

④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

## 11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本協議会のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
  - ・参加業者の名称（50音順）
  - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

## 12. 契約に関する事項

### （1）契約の締結

受託候補者と本協議会の間で、委託内容、経費等について再度協議を行った上で調整が整った場合、契約を締結する。

### （2）契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の規定に準ずる。

### （3）その他

- ①契約代金の支払は、精算払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 13. その他

### （1）提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、本協議会から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託事業者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に準じて対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

### （2）その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加事業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合があります。

## 附 則

この要領は、令和6年8月21日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。